

所定疾患施設療養費 算定状況

令和7年度

・月別人数及び日数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人数	17	20	21	18	14	11	11	10	13	13	18	12	178
日数	127	154	124	100	88	67	63	61	95	82	130	80	1,171

・内訳

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肺炎	人数	1			1			1	1		1	1	3	9
	日数	10			7			7	7		7	2	22	62
尿路感染症	人数	16	18	19	16	13	9	10	9	13	12	17	9	161
	日数	117	134	113	87	80	58	56	54	95	75	128	58	1,055
带状疱疹	人数		1											1
	日数		10											10
蜂窩織炎	人数		1	2	1	1	2							7
	日数		10	11	6	8	9							44

所定疾患施設療養費(Ⅱ) (1日につき480単位・同一入所者について1月に1回、連続する10日を限度)

- ・肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定する。
- ・所定疾患施設療養費の対象となる入所者は次のとおりである。(イ・ハについては検査(画像・血液検査)を実施した場合に限る)
 - イ. 肺炎
 - ロ. 尿路感染症
 - ハ. 带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る)
 - ニ. 蜂窩織炎
- ・算定する場合にあっては、診断名及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておく。
- ・医師が感染症対策に関する内容の研修を受講している。

(所定疾患施設療養費の算定開始後は、治療の実施状況について介護サービス情報の公表制度を活用する等により前年度の算定状況を報告する)

(所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと)